社会福祉法人刈安福祉会役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

（趣旨）

第１条　この規則は、　社会福祉法人刈安福祉会定款（以下「定款」という。）第８条・第２１条並びに社会福祉法人刈安福祉会評議員選任･解任委員会運営規則第６条２項規定に基づき、刈安福祉会の理事、監事、評議員及び、評議員選任・解任委員会（以下「役員等」という。）の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定める。

（役員等の報酬の対象業務）

第２条　役員等の報酬は、次の各業務に対する対価として支給する。

(1)　理事長においては、非常勤役員として法令及び定款に規定された職務を行うほか、この法人の日常の軽易な業務を専決し、園長を指揮監督すること。

(2)　理事においては、法令及び定款に規定された職務を行うため理事会に出席すること。

(3)　監事においては、監査業務を行うほか、理事会及び評議員会に出席すること。

(4)　評議員においては、評議員会に出席すること。

(5)　評議員選任・解任委員会委員においては、評議員選任・解任委員会（以下「委員会」という。）及び理事会に出席すること。

（役員等報酬の額）

第３条　役員等の報酬の額は、次のとおりとする。

(1)　理事　理事会、評議員会及び委員会出席につき１回　3,000 円

(2)　監事　理事会、評議員会及び監査業務出席につき１回　3,000 円

(3)　評議員　評議員会出席につき１回　3,000 円

(4)　評議員選任・解任委員会委員　委員会及び理事会出席につき１回　3,000 円

２　園長を兼ねる理事には、報酬を支給しない。

（費用弁償）

第４条　役員等がこの法人の業務のため旅行するときは、その業務を行うために要する費用を弁償する。

２　費用弁償の額及び支給方法は、この法人の職員の例によるものとする。

附　則

この規程は、平成 25 年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成 27 年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成 29 年２月 10 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 29 年４月１日から施行する。